

# 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習実施のご案内

1. 取得できる資格	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了 特定化学物質作業主任者(特別有機溶剤業務を除く)及び四アルキル鉛等作業主任者になることができます。	
2. この資格が必要な業務	<p>1. 次の特定化学物質等(労働安全衛生法施行令別表第3に掲げるもの(一部例外あり)。含有物を含む)を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のための取り扱いを除く)</p> <p>ジクロルベンジン及びその塩、アルファ-ナフチルアミン及びその塩、塩素化ビフェニル(PCB)、オルト-トリジン及びその塩、ジアニシジン及びその塩、ベリリウム及びその化合物、ベンゾトリクロリド、アクリルアミド、アクリロニトリル、アルキル水銀化合物、インジウム化合物、エチレンイミン、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、オーラミン、オルト-トルイジン、オルト-フタロジニトリル、カドミウム及びその化合物、クロム酸及びその塩、クロロメチルメチルエーテル、五酸化バナジウム、コバルト及びその無機化合物、コールタール、酸化プロピレン、三酸化二アンチモン、シアノ化カリウム、シアノ化水素、シアノ化ナトリウム、3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン、ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)、1・1-ジメチルヒドラジン、臭化メチル、重クロム酸及びその塩、水銀及びその無機化合物、トリエンジイソシアネート、ナフタレン、ニッケル化合物、ニッケルカルボニル、ニトログリコール、パラ-ジメチルアミノアズベンゼン、パラ-ニトロクロルベンゼン、砒素及びその化合物、弗化水素、ベータ-プロピオラクトン、ベンゼン、ベンタクロルエノール(PCP)及びそのナトリウム塩、ホルムアルデヒド、マゼンタ、マンガン及びその化合物、沃化メチル、リフラクトリーセラミックファイバー、硫化水素、硫酸ジメチル、アンモニア、一酸化炭素、塩化水素、硝酸、二酸化硫黄、フェノール、ホスゲン、硫酸、溶接ヒューム</p> <p>2. 四アルキル鉛等業務(労働安全衛生法施行令第6条20号、別表第5参照)</p>	
3. 講習日程	講習日時	会場
	2026年4月15日 9:00~17:00 4月16日 9:00~17:00	福井県自治会館 (2階多目的ホール) 福井市西開発4丁目202-1
	<p>※ 遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。</p>	
4. 受講資格	特に受講資格はありません。	
5. 受講料及びテキスト代 (消費税10%対象)  登録番号 T5-2100-0500-0036	<p>受講料 11,550円 (内消費税1,050円)          テキスト代 2,200円 (内消費税200円)          「特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者テキスト」(令和8年1月発行改訂15版)          合計 非会員 13,750円 (内消費税1,250円)          会員 12,750円 (内消費税1,159円)          ※ 当協会会員については、テキスト代のうち1,000円を補助しています。</p>	
6. 修了試験及び修了証の交付	<p>(1) 所定の科目を受講した者に対して学科による修了試験を行ないます。          (2) 講習2日目の修了試験後、即日、合格者には技能講習修了証を交付します。          (3) 当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本を講習日に提出して下さい。</p>	
7. 受講申込手続	<p>(1) 受講を希望される方は、裏面の申込書に記入し、下記申込先にご持参、ファックス又は郵送で提出して下さい。          (2) <u>申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します</u> (ファックス等の場合は郵送します)。          また、「写真と確認書類」の用紙もお渡しします。          (3) 申込書が適正に受理され、<u>受講票が届いた後に</u>          ①受講料、テキスト代を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。  <u>お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。</u>          ②「写真と確認書類」を郵送又は直接提出して下さい。          ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。          (4) 受講申込の受付は、講習の初日の1週間前までです。(定員に達した時点で締め切ります)          (5) 納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出で、他の人がかわって受講しても差し支えありません。</p>	
8. 申込先	ふくい労基教育センター 〒915-0242 越前市粟田部町81-2	TEL:0778-43-7720 FAX:0778-43-7721
9. 振込口座	福井銀行 松本支店 普通預金 口座番号 1224030 名義: シャ) フクイケンロウドウキジュンキョウカイ	

※ これ以外の講習の日程や申込については、ホームページ(<http://www.fukuirouki.or.jp>)の「講習会のご案内」をご覧下さい。

令和8年度より  
受講料が変更になります!

# 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習受講申込書

## 申込みの注意事項

- これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
- 受講票が届いた後に、別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料・テキスト代を支払って下さい。
- 遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。

講習日時		講習会場	
2026年4月15日 9:00~17:00 4月16日 9:00~17:00		福井県自治会館 (2階多目的ホール) 福井市西開発4丁目202-1	
ふりがな	旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無		有 無
受講者氏名	併記希望の氏名又は通称		
生年月日	平成 昭和 年 月 日	日中に連絡できる電話	
受講者住所	郵便番号【 - - - 】		
受講票送付先	(受講票は申込担当者へお送りします。異なる場合は受講票の送付先を記入して下さい)		
住所	郵便番号【 - - - 】	名称	
どちらか〇で囲んで下さい。	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者テキスト(令和8年1月発行改訂15版) 必要・不要		
勤務先	事業場名	(該当を〇で囲んでください) 会員・非会員	
	所在地	郵便番号【 - - - 】	
	申込担当者	職氏名	会員加入について
上記のとおり申込み致します。 年 月 日 (公社)福井県労働基準協会会長 殿			受講番号

福井県労働基準協会で発行した技能講習修了証を1枚に統合します。(但し石綿作業主任者など下欄にない講習は除きます)		
修了証の統合	右欄の講習のうち、現在所有する福井県労働基準協会発行の技能講習修了証に〇印を付けて下さい。	フォークリフト運転
	所有する修了証の原本を、講習日に必ず提出して下さい。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。	玉掛け
	修了証を滅失した場合は×印を付けて下さい。但し、当協会で修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。	ガス溶接
	氏名を変更したが書替していない場合は、戸籍抄本(原本)など(変更経緯が分かるもの)が必要です。	有機溶剤作業主任者
	【旧氏名: ]	乾燥設備作業主任者
		プレス機械作業主任者
		金属アーク作業主任者

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報は、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません。